

令和5年度第10回

下松市農業委員会総会議事録

令和6年1月9日（火）16時から

下松市役所1階 103会議室

発言内容については、要旨を記載しています。

個人情報に関連する部分等については●で消しています。

令和5年度第10回下松市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年1月9日（火） 16時から

2 開催場所 下松市役所 1階 103会議室

3 農業委員

・出席（7人）

会長 5番 清水 守

1番 内山 禮介 2番 大本 博秀 4番 近藤 政司 6番 田中 結

7番 藤田 善江 8番 松村 将吾

・欠席（1人）

会長職務代理者 3番 河村 真弓

4 農地利用最適化推進委員（全員出席要請）

・出席（6人）

1番 貞久 晋 2番 藤井 清隆 3番 小林 克美 4番 金藤 哲夫

5番 弘中 健治 6番 本村 學

・欠席（0人）

5 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員及び会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 現況確認書について (調整区域)

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第2号 現況確認書について (市街化区域)

報告第3号 令和4年度地籍調査事業（大字河内の一部）における農地の地目の変更について

6 農業委員会事務局職員

局長 松本 厚二

書記 河本 健

7 会議の概要

会議の概要については次のとおり

第10回 定例総会 会議の概要

- 事務局 それでは、ただ今より1月の定例総会を開催いたします。本日、河村真弓委員は欠席ですので、出席委員は7名です。下松市農業委員会会議規則第7条により定足数を満たしており、総会は成立している事を報告致します。なお検討事項があるため推進委員全員に出席をお願いしております。それでは議長お願いします。
- 議長 本日の議事録署名人は近藤政司委員と田中結委員にお願い致します。書記の方は事務局にお願いします。それではよろしくお願ひ致します。
- 事務局 議案書1ページをご覧下さい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。受付番号1番。土地の所在は大字●●●●●-●、大字●●●●●-●、地目は登記簿、現況ともそれぞれ田・畑、農用地区域外、面積は929m²、214m²の合計1,143m²です。譲渡人は●●●さん、譲受人は●●●●さん。内容は有償所有権移転です。調査報告は内山禮介委員です。よろしくお願ひします。
- 議長 内山禮介委員、お願ひします。
- 内山委員 はい。12月10日に●●の現地で、譲受人の父親、●●●●さんからお話を伺いました。場所は3ページをご覧ください。●●●を上がって行きますと、右折したら●●、左折したら●●●、真っすぐ行くと●●の方に行く、分かれ目のすぐを左折した所が●●の現地の田です。●●●-●が申請地でその隣、●●●-●に家がありまして、これも一緒に購入する予定だそうです。譲渡人の●●さんは、今後の維持管理が出来ないということで、丁度農地付き住宅を探しておられました●●さん一家がおられて、話が進んだということです。農地の現状は、●●の方は綺麗に草刈りをされていて、いつでも田でも畑でも出来る状態でした。●●の方も、野菜を既に植え付けられて畑になっていました。●●さん一家は今、●●のマンションに住んでおられるそうですが、許可後は●●の家に引っ越しをしたいと言われておられました。譲受人は●●で今年●●を卒業されて地元に就職されるそうですので、名義人にしたいということでした。農業の経験はほとんどないというお話でしたが、譲り受けられた家には農業用倉庫とか機械もあるようなので、徐々に勉強しながら野菜を作っていくの十分であるというふうに判断いたしました。3条許可が適切ではないかと思います。以上です。
- 議長 内山禮介委員、ありがとうございました。採決は1番2番併せて行います。次、事務局、お願ひします。

事務局	同じく1ページ、受付番号2番。土地の所在は大字●●●●●-●、地目は登記簿、現況とも田、市街化区域、面積は920m ² 。譲渡人は●●●さん、譲受人は●●●さん、●●●さん。内容は無償所有権移転です。調査報告は松村将吾委員です。よろしくお願ひします。
議長	松村将吾委員、お願ひします。
松村委員	ご報告いたします。この申請は、●●の共同所有の農地からご夫婦の共同所有という、贈与による権利移動の許可申請ということで、現地を12月27日に確認いたしました。場所は7ページの左側の地図を見て頂きますと、●●●●●●●から●●●に入る路地があるんですけれど、●●●を渡って200mくらい西に向かったところになります。譲受人の●●●さんのお宅に隣接しております、水稻栽培をしております。引き続き今まで通りされる状況ということですので、問題となることはありませんでした。ご審議よろしくお願ひします。
議長	松村将吾委員、ありがとうございました。 ただ今調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願ひします。どなたかございませんか。大本委員。
大本委員	受付番号1番で、一緒に買おうとしている家の年数はどのくらいですか。
内山委員	年数は分かりませんが古いです。古いけれども、雨漏りがするという事もなく、住むには十分です。マンションを貸して、●●に引っ越すと言わっていました。一番は、野菜を作りたい、農業をしたいそうです。大規模は出来ないけれども小規模でしたいそうです。
議長	はい。他にご意見はありますか。意見もないようですので採決をしたいと思います。議案第1号受付番号1番、2番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。
(全員挙手)	
事務局	はい。全員賛成でございます。議案第1号受付番号1番、2番は許可することに決しました。次、事務局、お願ひします。
事務局	議案書8ページをご覧ください。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。受付番号1番。土地の所在は大字●●●●●-●、地目は登記簿、現況とも田、農振区分は農用地区域外、面積は4,379m ² 。譲渡人は●●●●●さん、譲受人は●●●●●●●●●。転用目的は太陽光発電施設用地です。本件は、面積が3,000m ² を超えますので、山口

県農業会議の常設審議委員会への意見聴取議案となります。調査報告は藤田善江委員です。よろしくお願ひします。

議長 藤田善江委員、お願ひします。

藤田 委員 では報告いたします。12月21日に事務局2人と田中委員さんで調査に行ってきました。場所は12ページです。●●●●●の●●●●●の東側の交差点を●●から行くと左に曲がり、●●●の方に行きます。その交差点から4、500mくらい行った所にあります。とても広い立派な農地なのですが、現在は背の高さくらい草が伸びて荒れています。また、一部猪が荒らしていました。譲渡人の●●さんは●●に住んでおられ、もうこの膨大な農地は管理できないとのことです。誰か農地は借りて作っていただけたら嬉しいのですが、現在は誰もおらず、やむを得ず再生可能エネルギーの太陽光パネルの転用にされるそうです。農地が太陽光パネルになるのは農業者からしてとても悲しい事ですが、致し方ないことと思います。周りの農地に迷惑が出ることはないと思いますが、規模が大きいので、少し圧迫感があるかと思います。今後そのパネルが使えなくなった時は置きっぱなしにしないで景観を損なわないようにしてもらえることを願います。ご審議よろしくお願ひします。

議長 藤田善江委員、ありがとうございました。ただ今調査委員から説明がありましたが、ご意見がございましたらお願ひします。どなたかございませんか。内山委員。

内山 委員 この説明はどなたから聞かれましたか。

藤田 委員 事務局さんからと、調査書を読みました。

内山 委員 申請者からは直接話はされましたか。

藤田 委員 しておりません。

議長 ●●さんは相続か何かされたんですか。

事務局 平成●●年に相続をされています。ご実家の農地を相続されて、この度管理が難しいということで、農地を手放すという事だと思います。

議長 太陽光で●●の方から苦情がでないといいですが。過去に電波が出るんじやないかと問い合わせがあったと思いますが、その辺はどうでしょうか。

事務局 電波については当時どのように説明しているか把握はしていないです。

議長	自治会の同意を取れとは言いませんが、事前に話し合いをしておった方がいいと思うのですが、法的には出来るのですか。
事務局	農業委員会の許可ですので、まずは近くの影響があると思われる農地をお持ちの方には説明をお願いしています。またその周辺に住まれている方には、事業者の責任できちんと説明するようになると思います。
議長	はい、本村推進委員。
本村(推)委員	ソーラーを建てられたら水の流れが変わって周りに影響が出た場合、どういうふうな形で補償していくかちゃんと決めていかないとトラブルが起きる原因のひとつではないかなと思います。私の畑がそうですが、後からどうこう言える状況ではないので。
事務局	今回は造成等はしないので、そのままの草刈りにおいて整地した後、太陽光パネルを設置するという風に聞いておりますので、水の流れは変わりません。今後問題があった時にどうするかというお話になりますが、仮定の話になるので全ての事案について同意をとることは難しいのではないかと思います。
本村(推)委員	造成しないという事は、更地にコンクリートをはったり碎石も入れずにパネルを置くということですか？
事務局	そうです。
内山委員	10ページの右の図に、東側にセットバックするところの地形は斜めですか？平らな土地ですか？
事務局	こちらについては、斜めになっている所ではなく、日当たりが悪いのでパネルを置いても採算が取れないということで、設置しないということです。
議長	この土地は北に向いているんですよ。東側に雑木が建っている。西は●●●●があって、南側は畑を作っている人が何人かいいます。北側の農地はとても入れる所ではありません。セットバックの所は萱が生えて、そのすぐ隣接地はナラとかクヌギとかの高木が生えています。それで日が当たらないからそこには作らないんだろうと思います。 他にご意見はありますか。意見もないようですので採決をいたします。議案第2号受付番号1番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第2号受付番号1番は農地法第5条許可相当と

	して山口県農業会議の常設審議委員会の意見聴取と致します。次、事務局お願いします。
事務局	議案書13ページをご覧ください。議案第3号、現況確認（調整区域）についてご説明いたします。受付番号1番。土地の所在は大字●●●●●、地目は登記簿田、農振区分は農用地区域外、面積は2,390m ² 。所有者は、●●●●さん、非農地として認定してよいかの承認となります。申請地は、20年以上耕作を行っておらず、かつ、木が生い茂っている状態で、参考地目は原野です。調査報告は近藤政司委員です。よろしくお願いします。
議長	近藤政司委員、お願いします。
近藤委員	ご報告いたします。12月22日に事務局と小林推進委員とで調査をしてまいりました。場所は●●の●●●●の所を少し上がって●●●●●の下を左手に曲がって、真っすぐ3、400mくらい行った所です。ここは写真を見てもらったら分かるのですが、石段を上がってみましたら、東側の方から竹が生えてたり、上からは山の木が出てくるし、土地も斜面で畔の酷いような、耕作できるような所でもないし、そこの家も住んではいないようでした。ご審議よろしくお願いします。
議長	近藤政司委員、ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。 これは、2,000m ² 越えてますが、何枚くらいあるんですか？
近藤委員	4、5枚くらいでしょうか。
事務局	段として、3段くらいです。
近藤委員	法面が急で畠の面積はそんなないです。
議長	原状に回復するのは困難ですか。
近藤委員	水がないです。地目は田ですけど、近くを見た所、水路で水を持ってくるところは無いです。
議長	分かりました。 他にご意見はありますか。意見もないようですので採決をします。議案第3号受付番号1番についてはこれを非農地、原野とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

はい。全員でございます。議案第3号受付番号1番は原案の通り承認致します。
次、事務局お願ひします。

事務局 議案書の15ページ、報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、届け出が9件ございました。
議案書の18ページ、報告第2号「現況確認書について(市街化区域)」、非農地の証明が4件ございました。
添付書類は完備しておりましたので、現地の状況等を確認し、下松市農業委員会規程に基づき、事務局長専決により処理いたしました。
続きまして、本日、追加で配布しました資料をご覧ください。
報告第3号「令和4年度地籍調査事業(大字河内の一部)における農地の地目の変更について」ご説明します。令和4年度地籍調査事業において、本市土木課地籍調査係が大字河内の一部、具体的には星が丘の北西から消防署までの南出合地区、0.49km²の現地調査を実施しました。今年度、調査結果がまとまり、11月15日付けで農地の地目変更について確認依頼の通知がありました。12月12日に農地パトロールの河内地区担当の農業委員等と協議し、報告事項のとおり312件を非農地と判定しましたので報告します。なお、主な内容は、道路部分の登記がされていないもの、山林・原野化した農地、農地転用後の未登記、転用は出されていませんが、宅地拡張などで長期間経過したものなどがありました。
令和6年度に法務局に通知し、登記地目の変更を予定しておりますので、その後、農地台帳から削除する予定です。
以上です。

議長 報告事案がありますが、なにかご質問があれば、お願いします。内山委員。

内山委員 今の報告3号ですが、私名義のものですか？

事務局 はい。私名義のものもありますし、国土交通省、旧内務省名義のものなども道路ではあります。農地パトロールの河内地区担当の3人の農業委員に地図を確認してもらい、事務局は現地を確認しました。農地として認定は67件あるのですが、今まで農地をそのまま認定したものと新しく農地として開墾されたところが2件追加で上がっております。

議長 はい、分かりました。他に。金藤哲夫推進委員。

金藤(推)委員 はい。非農地にする、あるいは農地に認定するということで、所有者への通知はどうなっていますか。

事務局 はい。所有者への通知は地籍調査係が行います。

金藤(推)委員	本来なら所有者において法務局への届け出が必要かと思うんですが、地籍調査の結果によってこういう状況になったということで、行政で費用とか手続きをやるということですか。
事務局	費用は、地籍調査に関わるものですので行政でいたします。
金藤(推)委員	地籍調査と法務局への地目変更の届け出をするのは別のものですか。
事務局	地籍調査は、最終的に所有者の了解を得て、法務局に地目設定の情報を送り込むまでが全体の事業となっております。それらを法務局が認定の上、地目変更等を行います。
議長	以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。 その他連絡事項はありますか。
事務局	はい。令和5年度農地パトロールについてですが、皆様にご協力いただきましてありがとうございました。タブレットに入力されたものは、すぐに地図に結果が反映されます。ただ、この結果が本当に正しいかどうかという所になりますので、また確認等してもらいながら判断をしていただきたいと思います。これから意向調査、非農地判断は事務局のほうで責任を持ってさせていただきますが、その判断にあたり、今後委員の方に調査した内容についてお伺いすると思いますので、よろしくお願ひいたします。 次にタブレット管理基準について説明いたします。 お手元にお配りした「遵守事項」について、改めて委員の皆様に、タブレット端末利用時のルールの徹底と、万が一、紛失等の事案が発生した場合に、速やかに事務局へ報告をお願いするものになります。このたび、タブレット端末について、山口県農業振興課及び一般社団法人山口県農業会議より、県外の農業委員会におきまして、紛失事案の発生と管理の徹底について通知がございました。タブレット端末では、農地の所有者情報など、個人情報を閲覧することが可能なため、紛失事案等の発生は、個人情報の漏えいにつながり、ひいては、下松市の信用失墜にもつながります。改めて、タブレット端末の管理等について、ご協力ををお願いいたします。 報告事項は以上となります。
議長	はい、金藤哲夫推進委員。
金藤(推)委員	遵守事項は市の条例で定めるのですか？それとも農業委員会規則で定めるのですか？
事務局	農業委員会の内部規定という形になります。

議長 はい。これで1月の定例総会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうございました。

令和6年1月9日

以上会議の顛末を記録し、相違なきことを証するために署名する。

議長

近藤政司

署名委員

近藤政司

署名委員

田中結